

他人の暴行による災害

問
当社は運送業を営んでおり、従業員のAは荷物を積んで得意先に向か

質問に答えます

てトラックを運転して高速道路を走行していたところ、別の会社のトラック運転手Bに高速道路上において暴行され腕を骨折しました。原因を調べたところ、AがBの運転するトラックの前に割り

込み、Bがブレーキを踏むことになったというような運転マナーでトラブルとなり、Bが従業員Aのトラックを幅寄せして止め、路上で口論となり、逆上したBがAを一方的に殴って負傷したものでした。なお、AとBはその日以前に面識はありませんでした。このような場合、業務災害として労災保険に申請することがで

答　他人の暴行による災害の場合、以前は個別の事案毎に業務（通勤）と災害との間に原因となる業務上の事実の有無や時間的な経過、詳しい状況などにより業務との関連性を判断していましたが、平成21年7月からは、「業務に従事している場合又は通勤途上である場合において被った負傷であつ

て、他人の故意に基づく暴行によるものについては、当該故意が私的怨恨に基づくもの、自招行為によるものその他明らかに業務に起因しないものを除き、業務に起因する又は通勤によるものと推定することとする」として取り扱われています。

本件の場合、まず、Aさんは業務中であることは明らかで、Bによりトラックを止められて暴行されたようですので、原則、業務に起因するものと考えられます。次に、両者は面識が無いことから私的怨恨には基づかないですが、「口論になつた」という点が問題になるものと考えられます。この「口論」というのが、例えば、客観的にみて「けんか」といえるような状況だつたり、冷静に話していたBを必要以上に刺

激・挑発して怒らせたと いうような自招行為とみなされるような行為がなければ業務災害と認められることとなります。なお、業務災害と認められ、労災保険給付を行った場合には、Bという第三者の不法行為による

災害となりますので、交通事故と同じように労災保険から給付した後にAさんのBに対する損害賠償請求権を国が取得することとなり、かかった費用についてBあてに求償といつて費用の負担を求めることがあります。

2016年版 労働日誌(レーバーダイアリー)

本年度も全会員事業場に無料送付します



2015年版

当協会が作成する労働日誌は、B5版で週ごとの日程が書き込める大きなカレンダー部分に加え、便覧部分に関係行政一覧表、労働基準法・労働安全衛生法・労災保険法等の概要、届出書類一覧表等を掲載しており、労務・人事及び安全衛生等を担当される皆様に好評を頂いています。

本年度も機関誌『Meihoku』12月号に同封し、全会員事業場に無料送付します。

なお、当協会ではただいま労働日誌に掲載する「広告」を募集しています。ご担当者様に一年を通してご覧いただく労働日誌は、高い広告効果があります。広告掲載料は20,570円からです。お問い合わせ・お申し込みは、当協会広報(☎052-961-1666)にて承ります。